

第17回 阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成23年6月1日（水） 13時15分～15時30分
2. 会 場 阿賀町役場 第3会議室
3. 出席者 委員 : 沢田委員・伊津委員・五十嵐委員・関塚委員・鷺尾委員
 町側 : 長谷川副町長・斎藤総務課長・渡部総務課長補佐
 伊藤行政管財係長・佐藤主事
 傍聴 : なし
4. 議 案
 (1) 抽出事案の説明及び審議
 (2) 抽出事案（伊津委員）
 〈 制限付一般競争入札 〉
 ①町道鹿瀬当麻線（夏渡戸工区）改良工事
 ②森林管理道戸屋山線1号箇所（秋雨災）災害復旧工事
 ③ハーバルパーク管理棟改修工事
 〈 指名競争入札 〉
 ①町道鹿瀬当麻線道路改良（2工区第1期）工事
 ②上川会館トイレ改修工事
 ③阿賀町クリーンセンター2号冷却室上部テーパー部修繕工事
 ④国道49号白崎黒岩地内情報ボックス内ケーブル仮移設工事
 〈 随意契約 〉
 ①町道鹿瀬当麻線災害応急復旧工事
 (3) その他資料
 ・落札率95%以上全事案の入札額の比較
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>第17回入札監視委員会の開会にあたり、副町長よりあいさつをお願いした。</p> <p>長谷川副町長 委員各位に従来までの活動にお礼と指導をお願いし、第17回委員会は平成22年度第4半期の入札事案に意見を求めたいことと委員の任期切れに伴い内諾済みの再委嘱についてお礼を述べた。その後、19年から公正透明を確保することを目的に入札制度の改革を進め、入札実施に際し牽制として事情聴取等行い、より透明性の高い入札制度を目指してきたこと。21年度8月から試験的に取り組んできた入札方法について時限運用から正規の運用をしていることを報告して挨拶とした。</p> <p>引き続き、副町長より委員の再委嘱についてお礼を述べ、新たに委員長と副委員長の選任を委員各位をお願いした。</p> <p>沢田委員長 傍聴人がいないことを事務局に確認した。続けて、資料各様式の説明を事務局に求めた。</p> <p>伊藤係長 様式1「発注工事総括表」様式2「発注方式別工事一覧表」様式3「苦情処理一覧」様式4「指名停止措置一覧表」様式5「談合情報対応状況表」様式6「抽出事案一覧表」と「落札率95%以上事案の入札額と差額の比較」「再入札実施案件の入札額の比較」「平成22年度建設工事平均落札率比較表」を説明した。</p> <p>沢田委員長 担当委員より事案の抽出理由の説明を求めた。</p>	<p>【監視委員の再委嘱に伴う委員長・副委員長の選任】 →関塚委員から沢田委員を推薦が有り、委員各位から了承を頂いた。副委員長の選任は、沢田委員長から関塚委員の指名があり副委員長として委員各位から了承を頂いた。 →委員長及び副委員長が決定した。</p> <p>委員 制限付き7件のうち3件。②と⑤は落札率の高さ。③は、金額が高かった。指名4件は、①は一般競争から難易度が高く指名に変更になった案件。⑥⑭は、落札率が高い。⑩は逆に非常に低い。随契は、外の案件は、町外の契約であるが鹿瀬の町内における業者と随意契約となっている。随契に合理性があるように思えない。以上の理由から選定した。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>伊藤係長 そのとおりです。</p> <p>佐藤主事 県の指名停止期間に合わせ、2週間の指名停止処分としました。</p> <p>沢田委員長 続いて、抽出案件のうち制限付き一般競争入札の説明を事務局に求めた。</p> <p>伊藤係長 抽出案件3件の説明を行った。</p> <p>伊藤係長 事情聴取はしていない。</p>	<p>委員 平均落札率がさがっているのは指名競争入札②案件のためか。</p> <p>委員 様式4の中でA社は町が別途処分したと言うことか。</p> <p>委員 示唆に富んだ結果になっている。競争原理が働いてないものが有ればちゃんとされているものもある。①案件は入札参加が2社しかない。積算内訳書比較表を見ると準備工を除けば金額が一致している。端数まで一致している。精査すべき案件と考え事情聴取をしたか。</p> <p>委員 再々委員会で申し上げている疑わしき案件はきちんと精査すべきです。牽制にならない。どうして同じなのか事情を把握して今後の入札に反映していく姿勢がないと、次も同じことをされる。必ず牽制してもらいたい。次に②案件では僅差で競り合っている。落札したのがB社でその差額が1,000円違いで落とせなかったのがC社です。問題は、最低制限価格を設定したために排除された2社が問題を残した感がある。積算が精密になっている現状からすれば最低制限価格に集中することはこれからも増える。そして最低制限価格を設けている事で失格になることに問題があると感じる。本当にきちっと入札がされているとこうなると理解して良いと思う事例です。それ以外は、すべて疑ってかかる姿勢が正しい。それを牽制する意味で最初の案件は、ソフトが同じとはいえ、ピッタリでは理解しがたい。最後のところで落とされたければ競争原理が働いているか否かの現象が現れていて良いと思う。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>佐藤主事 4社です。</p> <p>長谷川副町長 阿賀町は、4町村が合併したが三川から上川まで工事に行くのでは経費がかかる。こういった理由があると思われます。</p> <p>伊藤係長 契約前の聴き取りは制度的には可能です。そして疑わしきものは契約解除も有り得る要綱で牽制するように回答した。</p>	<p>委員 ①案件で、参加可能業者数は何社ですか。3社4社で棲み分けをしているのではないかと。たった2社で入札するのでは入札の前提が崩れている。高止まりで落とさせると裏で話をしているのでは片方に落とさせるという意図が見られる。</p> <p>委員 鹿瀬の工事だから鹿瀬が落とすと言うのでは不自然です。</p> <p>委員 鹿瀬地区の事業を鹿瀬の業者にやらせるといふ約束が業者間であるのではないかと。この場合、契約前に事情を聞くべきです。</p> <p>委員 是非事情を聞いて欲しい。</p> <p>委員 時間的に契約前には出来ないだろうが、契約解除も出来るわけだし、そういう要綱を使えば良い。そういう牽制で充分。監視委員会の役割は談合発見摘発ではない。適切な競争原理の中で入札が行われることを進めていきたい。そのために牽制が一番の機能だと思います。</p> <p>2社だから疑われる。金額がまったく同じではどうということなのと疑われるのは仕方ない。沢山の業者に参加してもらい適切な金額で落札してもらえば良い。</p> <p>ソフトが同じでも落札しようと思えば数千円でも多少安くするとか出来るのにまったく同じでは、片方に落とさせるといふ意図が見える。業者もこうしたものを出してくるのは如何なものか。三川の仕事は三川に本社がある会社が落札するといった傾向の理由が、他地域からだと経費がかかるから地元の業者にお任せするという町の回答があるのはどうかと思う。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>長谷川副町長 以前、シミュレーションを行ったことはある。まだ実施はしておりません。</p>	<p>委員 変動最低制限価格を検討したのでは。</p> <p>委員 是非、アイデアがあれば皆さんのお知恵を拝借したい。</p> <p>委員 町の積算が高く設定されている。それを工夫無くして下がるわけがない。</p> <p>委員 これでは、私たち委員がいることを意に介していない。</p>
<p>長谷川副町長 牽制として聴き取りをすることですね。従来はどうだろうか？</p>	<p>委員 これでは、再任を受けることを考えてしまった。こんな数字が出てしまっているから。</p>
<p>佐藤主事 この数年は行っていない。と回答。</p>	<p>委員 何回か同じ指摘はしているのです。</p> <p>委員 今回は多少強く言っても良いのではないですか。 制限価格というのは、雇用の安定として町としては、大事なのですよね。人件費を確保する方法を考えては。同じ価格なら地元業者に落ちるような。例えば総合評価方式です。</p>
<p>長谷川副町長 制度はあり、金額が高いものは実施している。</p>	
<p>渡部総務課長補佐 積算内訳書の精査やヒアリングを行う。最低制限価格を下げることを検討しては如何でしょうか。</p>	
<p>長谷川副町長 以前は66%であったが、低いという意見を受けて上げた経過があった。</p>	
<p>長谷川副町長 営業所にも地元の人が働いているので、そういった点からどう言ったものかと考える。</p>	<p>委員 極論かもしれないが、地元とそれ以外で率に差を付けては。</p> <p>委員 入札業者が直接仕事をすれば良いが、マージンだけ取るようなことをするからおかしくなる。小さい工事でも直接やるといった制限を付けても良いと思う。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長 一般競争入札について説明を求めた。</p> <p>伊藤係長 制限付一般競争入札について説明を行った。</p> <p>伊藤係長 担当課の話では、③はK社、④はN社が見積もって設計した。元々、建築はH社が行った。</p> <p>伊藤係長 比較する対象がないから安くしろとは言えない。と言うことがある。</p>	<p>委員 阿賀町クリーンセンターとNTTのボックス移設工事について、町の設計額と同額となっている。この設計書はどうやって作ったか。 D社が取り損ねていますが、元はどここの工事はどこが行った。</p> <p>委員 炉の一部改修なので、K社で見積もりを取ったが、D社は関西東京で火葬場の仕事をやっていて人も連れてくる。S社は、県内業者で地元の人を使う。そういった理由で金額が低い。物品費も部分でも頑張ったと聞いている。</p> <p>委員 設計書をどこで作るかと言うことが影響すると思う。何で、関西しかやらないところで設計させるのか。違和感がある。 K社をとれると思っていたのが、出ちゃった。D社は独占的なものだから絶対来るといふ感じですね。こう言うのは、随契の方が安くなるのではないか。</p> <p>委員 見積というのは、通常商売になる金額であって、通常ここからが商売人の力なのです。むしろ随契の方が有利ではないか。</p> <p>委員 考えてみれば半値です。</p> <p>委員 これでも出来ると思う。自分たちで設計が出来れば良いが難しいですね。</p> <p>委員 K社を採用したのはバカにされているのでは。何故、関西の業者から見積取るのか解らない。見積はあちこちから相見積もりをした方が良い。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>事務局 工事は結果は問題無いと報告を受けています。事務処理上担当課での起案まで踏み込んでいくことになる。</p> <p>0</p> <p>沢田委員長 随意契約について事務局に説明を求めた。</p> <p>事務局 随意契約について説明を行った。</p> <p>渡部総務課長補佐 通常はあります。</p> <p>渡部総務課長補佐 水道などは、輪番制をして複数の業者を入れていた。町道などは、普通に出来ないのですぐやってくれと言うことになります。</p>	<p>委員 工事の仕上がりはどうでしたか。不都合がありましたか。</p> <p>委員 価格が低いことでずさんな工事ではないということですね。採用した見積書の金額が誤ったわけで、経験をとおして直していくしかない。</p> <p>委員 入札の条件で、実績の有るところを設定すると、技術があるけど実績が無いところはある。そこで選択する努力をしないで従来と同じやり方ではどうかと思う。独立した技術者はいるからそういった情報収集も必要ではないか。</p> <p>委員 貴重な税金を使うわけですから、より良く支出してください。</p> <p>委員 工事の見積りに災害割り増しはあるか。通常はある。</p> <p>委員 緊急時に対応を出来る業者を確保し育てて行く必要はあるが、この入札価格で正当だったのか割り増しがどの程度有ったか知りたい。 通常の工事は牽制をしていくが、災害時はどうしていくのか？事故の現場に一番近い業者に依頼すると決まっているのか。外の業者から見積もりは取らないのか。見積前にとりあえずやってもらうのか。</p> <p>委員 町がこれでやってくれと言え、それで見積を取ったり随意契約にはならないのではないか。後見積で、高いといっても仕方ない。緊急性があってもね。</p> <p>委員 見積って設計で比較したら業者が育てられない。通常のと違うと考えて良いと思う。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>渡部総務課長補佐 あらかじめ単価を設けておいても条件が異なるので見積をもらって後でチェックするようにならざるを得ない。</p> <p>佐藤主事 災害復旧補助事業は現場を確認して、最低限の設計をして、再見積を依頼しているかと思う。</p> <p>伊藤係長 建設業協会と結んでいる。</p> <p>沢田委員長 ほかにご意見はありませんか。全体をとおしても。ありがとうございました。</p>	<p>委員 災害協定を結んでいるか。</p> <p>委員 その中で先の件も話し合っているでしょう。災害があっても緊急対応してもダンピングされては堪らないでしょうからね。</p>